





2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により  
従前の国の機関に対してされている申請、届出  
その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの  
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規  
定により相当の国の機関に対してされた申請、  
届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前  
の国の機関に対して申請、届出その他の手続を  
しなければならない事項で、この法律の施行の  
日前に従前の国の機関に対してその手続がされ  
ていないものについては、法令に別段の定めが  
あるもののほか、この法律の施行後は、これ  
を、新法令の相当規定により相当の国の機関に  
対してその手続がされていないものとみなし  
て、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣  
府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政  
組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の  
定めがあるもののほか、この法律の施行後は、  
新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の  
第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織  
法第十二条第一項の省令としての効力を有する  
ものとする。

(政令への委任)

**第六十条** 附則第十五条、第十六条、第五十一条  
及び前三条に定めるもののほか、この法律の施  
行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措  
置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和六年六月二六日法律第六五  
号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月  
を経過した日から施行する。